

近世後期の国役普請での新田開発過程

―幻となった朝明郡豊崎新田―

藤谷 彰

はじめに

本稿は、近世後期に国役普請で開発された桑名藩領下の新田を事例に、その形成過程について検証を試みることを目的とする。

本稿で対象とする豊崎新田（現川越町）の開発については、『川越町史』に開発者の一人であった山中伝四郎関連の文書から開発の起点、そして中断した寛政三年（一七九一）頃までを中心に分析を行っている。その場所は、町屋川河口部右岸、現在の亀尾新田東（海面）側堤防の外側にあった。¹この新田開発は第一次の開発で、寛政五年以降の第二次の新田開発の様相やその詳細については解明されておらず、この点について課題が残されている。²

第一次の開発は、天明四年（一七八四）十一月、南福崎村（現川越町）片山又次郎を発起人として翌五年正月に許可され、同年九月には、西別所村（現桑名市）松岡専八、江場村（現桑名市）水谷左太郎、西大鐘村（現四日市市）伊藤弥左衛門、富田一色（現四日市市）伊藤惣兵衛、平嶋新田（現愛知県弥富市）服部市兵衛、鳥ヶ地新田（現愛知県弥富市）佐野周平、四日市川原町（現四日市市）山中伝四郎、南福崎村片山又次郎の八人で仲間を組織して開発を進めた。ところが、発起人の片山又次郎、仲間の伊藤弥左衛門が寛政三年、不正の罪で追放され財産没収となった

ことで新田開発が頓挫したようである。³そして、寛政五年になり、平田十蔵を中心に再開発が進められることになる。この再開発は途中から幕府が関与する国役普請で行われたものであり、最終的に消滅した新田である。

ところで、新田開発に関する先行研究として松好貞夫氏、菊池利夫氏、大石慎三郎氏、木村礎氏の著書がある。⁴歴史地理学の立場からの研究が多い中で、木村氏は新田類型やその意義、前期、中期の違いを述べ、新田村の内部の分析等歴史的研究の視点から叙述している。しかし、新田村と古村との関係や後期から幕末期にかけての研究が少ない状況が課題として残される、としている。⁵筆者も近世前期の桑名藩において、藩の奨励のもと地域の有力者主体で新田開発が行われた員弁郡大泉新田や幕末期の「御国恩」がキーワードとなる旧桑名藩領小林新田の事例を紹介したが、新田開発の研究は自治体や自然環境や絵図等を利用した新しい研究、従来からの歴史地理学や土木工学との関連での研究が見られるもののその数は多くはない。⁶

本稿では、木曾三川河口に近い地域を取り上げ、町人請負から度々の風水害を経て最終的に国役普請による再開発が進められるという新田開発が、様々な土木工事と複雑に絡み合う可能性を提示することで、従前とは異なる見解も見いだせるものと考えている。そこでこれらの研究状況を

踏まえ、本稿では寛政五年（一七九三）以降の第二次新田開発の様相やその終焉について、平田家に残された史料や開発地主である山中伝四郎家文書を用いて検証することで、今後の研究の一助としたい。この新田自体の先行研究が少ないことから、耕地と田植え、年貢負担、地主経営、小作人の様子、庄屋の交代といった新田の概要についても述べることにしたい。

なお、史料として平田家文書「（外題）「諸願届書扣」、（内題）「諸事願書注進御届書扣」（以下、「諸願書留」とする」と題された桑名藩へ提出するための願書を書き留めた史料を利用する。「諸願書留」は、豊崎新田庄屋を務め、新田開発に携わった平田家当主三代の記録で、寛政七年（一七九五）から安政六年（一八五九）までの豊崎新田に関する願書・覚・宗門改などが書き留められ、新田開発過程を分析できる恰好の史料である。⁽⁸⁾

一・第二次豊崎新田の開発

（一）第二次開発経緯

豊崎新田の第二次の開発は、「諸願書留」に「再開発御証文頂戴 豊崎新田 寛政五年丑二月」とあることから、寛政五年（一七九三）に再び願書を差し出し、本格的に開発されたようである。この時期については、十歳の息子で南福崎村の庄屋職を引き継いだ十治郎の文政六年（一八二三）十二月の口上書⁽⁹⁾にも「豊崎新田開発儀者、寛政五年丑冬方取懸り、私シ親十歳世話仕候」とある。そして、再開発は「右者（十歳）南福崎村肝煎役仕候而、寛政五丑年新田築立御願奉申上候而、同年冬方同六寅年迄ニ築立成就仕」⁽¹⁰⁾や翌六年に「豊崎新田仲満証文之事」⁽¹¹⁾が作成されていることから、同六年には完成したようである。その仲満（間）

証文には、松岡庄九郎・水谷民治郎・伊藤宗兵衛・内田忠蔵・竹内弥兵衛・服部市兵衛・佐野周平・山中伝四郎の八人の名前が記され、普請金を八口に分割して出金している。中でも山中伝四郎は二口と多いため、仲間惣代となっている。

寛政九年二月の願書⁽¹²⁾には、寛政六年から八年までの歛下年季（年貢免除）後の九年に年貢上納を行うつもりであったが、難場があり堤普請もままならなく用水の状況も悪いため、寛政九年から十二年まで四年間の歛下年季を代官所へ願い出ている。その差出人は豊崎新田地主であった佐野周平・服部市兵衛・山中伝四郎・松岡庄九郎・水谷民次郎・水谷太兵衛・内田太兵衛・庄屋十蔵である（結局は三年間の歛下年季となった）。この中で由緒が判明する者は、庄屋十蔵が南福崎村の平田十蔵であり、山中伝四郎が四日市町の商人、服部市兵衛が尾張国の商人である。

前述した十治郎の口上書では十蔵一人で開発を手掛けたように記されているが、実際には各地域の商人資本を投入しての開発であったことがわかる。このような新田開発の形態は、「町人請負新田」と言われ、江戸時代中期以降盛んになる。⁽¹³⁾

その後、この開発は「江戸御普請」「公儀御普請」とあり、町人の請負新田から公儀（幕府・桑名藩）が関与する開発へと変容している。享和二年（一八〇二）八月の願書では、

〔史料一〕⁽¹⁶⁾

乍恐奉願候事

一豊崎新田六月晦日、風雨ニ而切込早速滞留丈夫付等致候所、又々当月七日風雨ニ而切込申候而堤通り及大破、地所悪敷罷成候ニ付、甚当惑仕候、乍併其儘難捨置御座候ニ付滞留仕、追々丈夫付仕候、右御新田御年貢来ル亥年方御上納可相勤答ニ御座候得共、此度夥敷金子雑用相重リ甚難渋仕候、何卒御慈悲ヲ以、来亥方卯

年迄五ヶ年之内歟下被下置度奉願上候、右歟下被下置候ハ、難有堤普請地直り等出情可仕候、且又今般

御領内御大變ニ付、從

御公儀様御普請御見分御座候様、乍恐風聞仕候御儀ニ御座候、弥

御見分御座候御儀ニ御座候ハ、去ル午年之通り右新田茂一縮ニ

御願御仕様帳江御組込被成下度奉願上候、弥從

御公儀様御普請被成下候而堤通り丈夫ニ罷成候ハ、難有奉存候、

御年貢亥年方為御冥加御上納可仕候、右願之通り被為 仰付被下

候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上、

（享和二年）
戊八月

豊崎新田地主庄屋

御代官所

とある。六月晦日、八月七日の二回の風雨により堤が破損して復旧工事を行っているものの「夥敷金子雜用相重り甚難渋仕」るので、五年の歟下年季と「御公儀様御普請」を桑名藩代官所へ願ひ出ている。

そして、享和三年（一八〇三）九月の願書では、¹⁷

〔史料二〕

奉願上候御事

一豊崎新田之儀、度々大風・高汐ニ而及大破ニ候得共、時々普請仕漸々ニ持堪へ候所、又々去戌年大風・高汐ニ而汐除堤茂式、三ヶ所打切、田畑一面汐入ニ而地所重而悪敷相成り、作毛茂難生立追々之難事ニ而相続仕兼候ニ付、又々歟下御年数被下置度段再願奉申上、可成ニ修覆仕度存罷有候所、当春御国役御普請ニ御組込被成下、ケ成之御普請被為 仰付被下候ニ付難有奉存、当年方御高入仕度段奉願候所、御聞濟、今般御檢地被為 仰付奉畏候（後略）と、豊崎新田は度々に大風や大汐で災害が起こり、その都度修復してきたが、昨年（享和二年）の大風・大汐で田畑に汐が入り、作物が生育せ

ず難儀している。そこで歟下年季の願いを申し上げたが、この年の春には「御国役御普請ニ御組被成下、ケ成之御普請被 為仰付被下候ニ付難有奉存」と、この再開発は幕府主導の国役普請に組み込まれ実施されることとなった。

この国役普請とは、諸国の河川普請や水害発生箇所の普請に際して、国持大名や二〇万石以上の大名は自普請、それ以下の領主で自普請が困難な場合に、幕府が総費用の一〇分の一を負担して普請を行い、残りを国役金として幕領私領区別なく高割して農民から取り立てる普請方法¹⁸であり、この場合、町屋川や伊勢湾付近の豊崎新田は、この条件に該当し取次にあたり桑名藩が関与したようである。

それは幕府側の史料からも確認される。享和二年正月二十八日には「勘定奉行小笠原和泉守長幸甲勢濃三国川渠修造の事奉はり」¹⁹、同年八月二十六日には「松平飛騨守利考、鍋島甲斐守直温、細川能登守利庸に、東海道及び甲斐、美濃、伊勢の三国川々修理の助役命ぜらる」²⁰とあり、正月には勘定奉行が木曾三川の修築の事を受けたこと、八月には松平飛騨守利考ほか二大名に木曾三川修築の助役が命じられたことが記されている。

豊崎新田は木曾三川からはやや離れているが、この国役普請の一環としての再開発であった可能性が高い。というのも、桑名藩領の福江新田・福岡新田・福地新田・亀尾新田・亀崎新田などの新田は揖斐・長良川河口部に隣接し、木曾川を含めた三川の土砂の堆積を利用した新田で、その延長線上に豊崎新田が位置している²¹。さらに「国役金」免除願ひが出²²されており、国役普請に伴う国役金が課されていたのである。

そして、願書にはこのことに続けて、「元来右新田之儀者最初南福崎村又次郎願人ニ而私し共内中満相成り、反別拾町歩程御地代金五拾両ニ而御願申上候」と最初は南福崎村の（片山）又次郎が願人となって山中

伝四郎ら町人と仲間となって一〇町歩ほどを五〇両で請け負ったのである。ところが、その又次郎が、お咎めを受けたため新田もお取り上げとなった。山中ら町人仲間は多額の出金をしているので、取上げられた新田の差し戻しを願ったが叶わなかった。そんな最中に、前述した大風・大汐がやってきたのである。その後も新田面積や土地代金等桑名藩との交渉の経緯が記されているが省略する。

豊崎新田は、一旦は町人請負で新田が成立したが、新田に振りかかる災害によりその後は町人請負では貫徹できず、公儀（幕府）が関与する国役普請が行われたことがわかる。

（二）新田への居付入百姓と用水

「諸願書留」には、新田開発にあたって数家族が新田居付の「入百姓」として引越してきたことが記されている。最初の入百姓は、長嶋藩領北嶋村に居住していた久治（八人家族）、孫七（五人家族）を当主とした家族で、豊崎新田庄屋十蔵が代官所へ差し出した寛政七年（一七九五）十二月の願書には「此度当村江入百姓ニ仕度」「為引越度段申候」とあり、⁽²³⁾「引越」をして「入百姓」となりたいとある。新田への入村には、このような引越をして村へ定住する「入百姓」と居住先はそのまま耕作のために新田へ入る「入作百姓」の二種類があり、この場合は前者の形態となる。そして、この願書に対して十二月二十日付けで吉川繁蔵からの入百姓許可の回答があった。⁽²⁴⁾

その後の入百姓は、寛政十年の長嶋領平方村豊吉（二人家族）、十一年の亀尾新田七蔵（六人家族）、豊田村平五郎（五人家族）であり、寛政十二年、享和二年（一八〇二）には、これら五家族への給米（下付米）が記されている。寛政十二年時点で五家族、二七人（男一二人、女一五人）であった。文化元年には二九人となった。⁽²⁵⁾

文化三年（一八〇六）時点の豊崎新田への入百姓は、久治・七蔵・孫七・平五郎・又左衛門家の五軒で、寛政十年に入百姓となった豊吉に代わり、又左衛門の名前が見られる。居屋敷は町屋川添いの「一番割南」の地で新田の西北部にあった。居屋敷前には「被下地」である一反歩畑地、久治・七蔵・孫七所持地があり、七蔵所持地は久治と文助が耕作し、そのほかは久治・孫七が自作しているようである。久治は畑六畝一九歩、孫七は七畝五歩を所持していた。⁽²⁶⁾

次に新田開発にとって必要な水の確保についてみる。「諸願書留」には、満潮時には汐が入り込み作物の生育に影響が出て難渋しているとある。⁽²⁷⁾そこで、亀尾新田堤のほかに用水樋を設け、そこから取水したのである。その規模は「用水樋内法壺尺五寸二壺尺七寸之差樋」（樋口）を設けて、そこから「堤添長式百七拾間、巾七尺、深三尺」の用水路を設置し、亀尾新田内を通したのである。これについては、亀尾新田地主も支障がないとの回答であった。

二・新田経営

（一）耕地と田植え

開発された新田は、文政六年（一八二三）時点で表1の面積・石高となった。田畑総計は一一町八反九畝歩、石高九九石八斗二升五合となり、その内訳は引高地として宮地・居屋敷・江敷地があり、その残りが毛付田畑となった。田方が下々田八町六反七畝九歩・石高七八石五升七合、畑方が下々畑二町一反九畝一五歩・石高三石一斗七升、総計一〇町八反六畝二四歩・石高九一石二斗二升七合となった。そのほか新起下々田五畝三步・石高四斗五升九合となる。この本高は享和三年、新起高は文化五年に高入されたものである。⁽²⁸⁾

い。文政六年となり、晩稲面積が八町七畝九歩に増えたことで総反別が八町六反七畝九歩となる。その後しばらく植田目録が記載されておらず不詳である。

次に記載が見られる天保四年（一八三三）以降、総反別は八町九反七畝九歩、同十三年九町一反五畝九歩、弘化三年九町三反九歩、嘉永元年九町五反四畝二歩と徐々に増加している。その内訳は天保四年から嘉永元年までは記載がないためわからないが、嘉永二年以降早稲植付がなくなり、中稲三町歩、晩稲六町五反四畝二歩となった。同七年には五反歩を早稲に替え、その分晩稲を減らしている。総反別は変わらない。以降安政五年まで内訳は変化しない。植付期間は文化元年当初から一町ほど増えたにもかかわらず四く九日と大きくは変化しておらず五日間で植えている場合が多い。

表 1 文政 6 年豊崎新田高反別

地目		面積（町反畝歩）	石高（石）
田畑総計		11. 8. 9. 0	99. 825
宮地永引	下々畑	0. 1. 0. 0	0. 600
居屋敷永引	下々畑	0. 1. 0. 0	0. 600
江敷地引	下々田	0. 8. 2. 6	7. 396
毛付田畑		10. 8. 6. 24	91. 227
田方	下々田	8. 6. 7. 9	78. 057
畑方	下々畑	2. 1. 9. 15	3. 170
新起	下々田	0. 0. 5. 3	0. 459

平田家文書「寛政七年諸事願書注進御届書扣」による。

次に豊崎新田の文化元年（一八〇四）から安政六年（一八五九）までの田植えの様子を植田目録⁽²⁹⁾から見てみよう（表 2）。

田植えでの稲の種類は、文化元年から文政三年まで毎年早稲・中稲・糯稲・晩稲で、その反別は一反歩・三反歩・二反歩・八町一五歩、総反別は八町六反一五歩であった。植付期間は五月中を中心に、四く七日の間で植付を行ったが、五日間が多

表 2 植付状況

年代	植付期間	植付日数	植付面積	年代	植付期間	植付日数	植付面積
文化元年	18～23	6	早稲1反歩、中稲3反歩、糯稲2反歩、晩稲8町15歩、総反別8町6反15歩	天保4年	5/11～5/15	5	総反別8町9反7畝9歩に増加（内訳記載なし）
文化2年	5/29～6/3	5		天保5年	5/20～5/24	5	総反別9町1反5畝9歩に増加（内訳記載なし）
文化3年	5/9～5/12	4		天保13年	5/16～5/20	5	
文化4年	5/23～5/27	5		天保14年	5/28～6/2	4か5	
文化5年	(4か5月) 4～8	5		弘化2年	5/19～5/23	5	総反別9町3反9歩に増加（内訳記載なし）
文化6年	5/16～5/20	5		弘化3年	5/1～5/4	4	
文化7年	5/26～5/29	4		弘化4年	5/13～5/17	5	嘉永2年～中稲3町歩、晩稲6町5反4畝21歩、嘉永7年～早稲5反歩、中稲3町歩、晩稲6町4畝21歩、総反別9町5反4畝21歩に増加
文化8年	5/8～5/12	5		嘉永元年	5/24～5/28	5	
文化9年	5/19～5/22	4		嘉永2年	5/6～5/10	5	
文化12年	5/23～5/27	5		嘉永3年	5/16～5/18	3	
文化13年	6/4～6/10	7		嘉永4年	5/27～5/29	3	
文化14年	5/13～5/17	5		嘉永5年	5/8～5/12	5	
文政元年	5/24～5/28	5		嘉永7年	6/1～6/4	4	
文政2年	5/6～5/12	7		安政2年	5/12～5/15	4	
文政3年	5/16～5/20	5		安政3年	5/23～5/27	5	
文政6年	5/19～5/23	5	晩稲8町7畝9歩に増加、総反別8町6反7畝9歩	安政4年	閏5/3～5/11	9	
文政7年	6/1～6/5	5		安政5年	5/12～5/18	7	
文政8年	5/12～5/17	6					

平田家文書「諸事願書注進御届扣」による。

表3 豊崎新田年貢負担

年代	本高	引高計	残高	取米	残高率	新起高	取米	新起率	口米	定納高	本高率	備考
享和3年	99.825	40.885	58.940	10.609	18.0				0.318	10.927	10.9	
文化2年	99.825	40.885	58.940	10.609	18.0				0.318	10.927	10.9	
文化4年	99.825	18.030	81.795	14.723	16.2				0.442	15.165	15.2	鎌下卯方午
文化5年	99.825	18.030	81.795	14.723	16.2	0.459	0.078	17.0	0.444	15.245	15.3	鎌下卯方午
文化9年	99.825	9.210	90.615	16.311	16.3	0.459	0.078	17.0	0.492	16.881	16.9	
文化14年	99.825	9.210	90.615	16.311	16.3	0.459	0.078	17.0	0.492	16.881	16.9	丑年頭札銭104文

四日市市立博物館山中家文書、三重県総合博物館山中家文書年貢割付状、平田本家文書「文化14年子之御年貢御算用帳」平田家文書「諸願書留」による。
単位は石、率は％。

(二) 年貢負担

次に新田年貢について、年貢割付状、及び皆済目録に相当する「仕掛目録」⁽³⁰⁾により見てみよう(表3)。

まず、表の見方について確認しておく。本高とは田方から収穫される米量を基準として設定された石高である。その詳細は不明ながら、田方が「植田目録」にあるように当初は八町六反一五歩(七七石四斗四升五合)と畑方の合計石高である。⁽³¹⁾

引高は本高から年貢控除のために減額される石高で、豊崎新田の場合、屋敷引・江敷地引・鎌下引の三種類があった。屋敷引は通常は、庄屋となっている者の屋敷の年貢控除で、江敷地引は水路の敷地となっている土地の控除かと考えられる。そして、鎌下引は、新田開発直後は地味や収穫高も不安定であるために一定期間年貢控除する引高である。享和三年(一八〇三)時点では三石余、文化四年(一八〇七)には一八石余へと減額される。ちなみに寛政九年(一七九七)の願書には、「去ル寅年方辰年迄鎌下三年被下置」と、九年から年貢上納の予定であったが、土地が不安定なこともあり、四年間の鎌下年季延長を願い出ている。ここからは寛政六年寅年から八年辰年

まで三年の鎌下年季が行われていたことがわかる。そして、この延期願いは認められず、三年間となったようである。⁽³²⁾

残高は本高から引高を差し引いた石高、取米は残高に課された年貢高、残高率は年貢率である。そして、文化五年になると、本高とは別に「新起」として四斗五升九合が高入れされ、そこに一七％の年貢が課された。口米は年貢の目減り分を補填するための付加米で、桑名藩の場合本高取米の三％であった。したがって、享和三年の場合、取米一〇石六斗九合の三％にあたる三斗一升八合が口米となっている。定納高はすべての年貢高総計となり、本高に対する割合を示したものを本高率とした。

享和三年からその詳細がわかるが、その年は本高九石八斗二升五合に対し、屋敷引(一石二斗)、江敷地引(八石一升)、鎌下引(三一石六斗七升五合)の総計四〇石八斗八升五合の引高を差し引いた残高(五八石九斗四升)に一八％の年貢が課された。年貢高は一〇石六斗九合である。これに取米の三％にあたる三斗一升八合の口米が加えられ、定納高は一〇石九斗二升七合となった。この割合は本高の一〇・九％となる。このことは同年の年貢割付状からも確認される。⁽³³⁾

次に変化が見られるのは文化四年。この年には鎌下引が三石余から八石八斗二升到減額されたことに伴い、引高も一八石余へと減少し、その結果、年貢賦課対象石高(残高)が八一石七斗九升五合へ増加した。年貢率は一八％と定率のままであるので、年貢高も一四石七斗二升三合に増えた。これに口米四斗四升二合が加算され、定納高は一五石一斗六升五合となった。⁽³⁴⁾

文化十四年の「年貢米算用帳」では、本田九石余から九石二斗一升の引高があり、残高九〇石余に一八％の年貢率は課され、取米は一六石三斗一升一合となった。これに新起分取米や口米が加わり、定納高(蔵納高)は一六石八斗八升一合となった。このほか一〇四文の年頭札銭も

納入している。天春九郎右衛門と大村覚之丞の二人の代官が署名捺印している。⁽³⁵⁾

その後は「諸願書留」や年貢割付状などがないため不詳であるが、後述するように、安政二年（一八五五）には新田全体が汐入となり皆無となったため年貢免除となっている。年貢上納は度々の災害により非常に不安定な状況であった。

（三）地主経営

豊崎新田は町人請負新田として、町人が開発に携わった。山中伝四郎・宇佐美利兵衛・森寺（伊倉屋）喜兵衛がその後も地主として、新田から収穫される米の一部を小作米として受け取っている。このうち山中伝四郎は、新田開発当初から記録に見られるが、宇佐美利兵衛と森寺喜兵衛は、文化元年（一八〇四）四月に「兩人此度豊崎新田地主御取扱被成下度段御願申上候」と、この年に地主として願書を藩に差し上げ、すぐに聞き届けられたことで、この年以降に新田地主として関与することになった。⁽³⁶⁾ 実際に、地主としてこれら三人が小作米を受け取った記録は天保九年（一八三八）までわからない。天保九年の場合は、山中が九〇俵、宇佐美が三二俵、森寺が三二俵の合計一五四俵であった。嘉永二年（一八四九）には、山中一一〇俵、宇佐美三〇俵、森寺五〇俵とその比率が異なり、山中が増えていている。

（四）小作人

豊崎新田にはそこに居住していた五人の百姓以外にも多くの百姓が小作人として耕作に携わっていた。文化元年（一八〇四）の掟帳・文化三年耕地図⁽³⁸⁾からその概要を把握してみよう。

掟帳・耕作図から豊崎新田は「一番割（田畑四町四反四畝歩・米二〇

石五斗二升三合）」「二番割（田畑五町八反五畝二九歩・米二一石四斗五升六合）」「三番割（田畑五町九反三畝二四歩・一八石一斗六升三合）」「四番割（田畑四町八反九畝歩・米一五石五斗六升一合）」に分けられ、その総計は田畑二一町一反二畝二三歩・米七五石七斗三合であった。その耕地は「一番割」「三番割」は南から、「二番割」「四番割」は北から番号が付番されている。「一番割」は一〇三九番、「二番割」は一〇五八番、「三番割」は一〇五九番、「四番割」は一〇四九番までであった。そのほか「新起」「屋敷割畑」「居屋敷」もある。基本的には付番された短冊状の耕地一反歩を小作人一人で耕作するが、複数で耕作している場合も見られる。その小作人は三七人で、豊崎新田居住の五人に、亀崎・当新田・亀須・福崎村から入作している者も見られる。

（五）庄屋の交代

「諸願書留」から豊崎新田の庄屋交代の様子を見てみよう。⁽³⁹⁾ 最初の庄屋は南福崎村の平田十蔵で、文政六年（一八二三）四月の由緒書では、十蔵は寛政七年（一七九五）に豊崎新田の庄屋を命じられ、享和三年（一八〇三）には北福崎村庄屋を兼帯している。さらに、文化四年（一八〇七）暮れから当新田の庄屋も兼帯した。

文化六年になり倅十治郎が当新田の庄屋を務めることとなる。しかし、借金取立てに関する勘定違いにより十年に御役御免となった。十二年になって豊崎新田の庄屋を務めることとなった。ところが、堤欠所になったため再び文政三年に庄屋御免となった。十治郎の庄屋役定着は文政六年以降のことである。天保五年（一八三四）の「豊崎新田庄屋十治郎由緒書」では、父十蔵は天保四年に病死し、十治郎は文政六年以降天保五年まで十二年間庄屋役を務めているとある。十治郎は同年八月「役義年来貞実」であるとして褒美に苗字と他出の際の帯刀を認められた。⁽⁴⁰⁾

そして、天保十年には「貞実」「勸農」の褒美として平日帯刀を許された。⁽⁴¹⁾ 十三年には御内用達を命じられた。⁽⁴²⁾

十治郎の倅十平は、天保七年三月、一八歳で豊崎新田庄屋役見習いを仰せ付けられる。⁽⁴³⁾ この年の二月には関西方面へ旅行をしている。⁽⁴⁴⁾ 嘉永七年（一八五四）三月、十平は豊崎新田庄屋を命じられる。⁽⁴⁵⁾

このように、豊崎新田では平田家が三代にわたって庄屋役を務めていたのである。

三・新田の災害と終焉

豊崎新田は、たびたび振りかかる風水害や地震との闘いを経て形成されたものである。ここでは、それらの災害について見てみよう。

（一）風水害

豊崎新田が浜辺に近いことや町屋川と朝明川に挟まれた三角州に開発された新田であることから「諸願書留」には風水害や地震等の災害記事が多くみられる。それらをまとめたものが表4である。

風水害については、寛政十一年（一七九九）四月、被害状況は不詳ながら高汐による被害が出た。同年八月十九日にも大風により浜堤が切れて砂が入り込み、田畑立毛が全滅した。享和二年（一八〇二）には六月晦日、八月七日の風雨が記録されている。この時にも浜堤防の決壊が起ったようである。文化期には元年八月、五年閏六月、十二年六月、十三年八月に大風や高汐が原因で堤が決壊し砂入や作物が流れる災害が起った。

その後しばらく災害記録は見られないが、嘉永七年（一八五四）六月、十一月には後述する大地震が発生し大きな被害が出た。大地震の災害復

表4 豊崎新田の災害

史料年代	場所	原因	状況	典拠	備考
寛政11/4/15	浜表堤	4/15朝高汐并あらし	大損	乍恐口上書	
寛政11/8/20	浜表堤	8/19より大風雨	長さ150間程切込み、堤通り残らず大欠所	乍恐口上	3と同様
寛政11/9/	田5反歩	8/19より大風雨	浜堤切込砂入、田畑立毛皆無	乍恐口上	2と同様
享和2/8/	堤通り	6/晦日風雨、8/7風雨	堤通り大破（切込、汐除地2,3か所作毛生立難し）、公儀普請願	乍恐奉願候事	
文化1/10/ 文化5/閏6/晦日 文化12/6/27	堤通り 浜堤 流作場	8/29大風雨 閏6/29?大風 町屋川出水	堤欠所 堤欠所 流作切入、残らず砂入	奉願御事 御注進 (注進書)	
文化13/11/	浜表堤	8/4大風・高汐	浜表堤残らず切込、田畑汐入、立毛粉米	奉願御事	
嘉永7/6/14夜八ツ過		大地震	本家1軒、物置1軒半潰、人家損し、田畑汰込または汰上場所夥しい、用水溝等は埋、川堤浜堤も汰下り出来	乍恐以書附御届ケ奉申上候	
嘉永7/11/		大地震	11/4大地震半潰、11/5夕大地震にて本潰	乍恐以書付申上候	
安政2/9/	浜堤	大風雨・高汐	8/20浜堤残らず打越、切所	乍恐以書附奉願上候	
安政5/8/	海面	大風雨・高汐	7/27海面を切込み、田畑残らず汐入、本潰。半潰家	乍恐以書附御届奉申上候	

平田家文書「寛政七年諸事願書注進御届書扣」による。

旧途上の翌二年八月、五年七月に大風雨・大汐が発生し、浜堤の決壊が起きて新田が亡所同然のような様相となった。二年の災害では家屋が流失した小平治・半五郎・嘉七に米一俵・麦三俵ずつ、半潰の林蔵・伊三郎・半七には米半俵・麦二俵ずつ、水入した豊七後家には麦二俵の救恤米・救恤麦が下付されている。また、この年は豊崎新田に例年課される二一石余の年貢米と国役金は免除された。五年の災害では二年とほぼ同様に本高・口米・夫米・役米の計一九石余が引高となり年貢免除されている。

(二) 地震災害

嘉永七年六月、十一月に発生した大地震は、豊崎新田にも被害をもたらした。六月十四日夜八時(午前二時)の大地震では、半五郎の本家一軒が半潰れとなり、そのほかにも「人家少々ツ、損シ申候」と被害の程度は不明ながら被害が発生したようである。また、田畑も「汰込」「汰上ケ」と地震によって土地の沈下や隆起に似たような現象が起こり、用水溝は埋まり、川や浜堤も所々沈下したようである。半五郎には閏七月になり、米二斗の給付が行われた。⁽⁴⁶⁾

十一月四日、五日には六月の大地震よりも大きな被害が出ている。四日に林蔵・小平治・与八・伊三郎・半五郎家が半潰れとなっていたところに、五日夕方に再び地震が起こり、これらのうち林蔵を除く四軒はいずれも本潰れとなった(林蔵は半潰れ)。当時、豊崎新田に居住していた百姓は五軒であったのですべての百姓が被害を受けたのである。

(三) 新田の終焉

風水害や地震などの災害に度々見舞われた豊崎新田は、安政の地震が大きく影響し、その上風水害が追い打ちをかける。安政の地震は、「当村御田地々寅年地震已来地低二相成⁽⁴⁷⁾」と地震による地盤沈下が起こっ

たようである。その上で「去ル寅年地震変災ニ而惣体震下候処、翌卯年前代未聞之津波ニ而中吉新田⁽⁴⁸⁾切込、当新田堤一般切所汐入ニ相成候処、亀崎新田⁽⁴⁹⁾も奉申上候通り、如元御普請仕候而者新開発同様莫太之入用も相掛り、誠ニ以難渋之仕合ニ御座候⁽⁴⁸⁾」と、翌三年には前代未聞の津波により近隣の中吉新田の堤が決壊し、豊崎新田も一か所堤が切れたことで新田に汐が入ることとなった。元通りに復旧するためには、新田開発同様莫大な費用がかかり、難渋に陥るとある。しかし、そのまま捨て置くこともできないので、「不得止事中吉新田地主江申談、右新田ニ而困方談判之上、当新田⁽⁵⁰⁾七百両差出(中略)其後追々普請向丈夫ニ出来、此上何様之風波有之共保堪可申与一同安心罷在候処、当七月廿七日存外之大風雨⁽⁵¹⁾雨ニ而中吉新田海面堤通り一円押崩シ候ニ付、又候当新田汐入ニ相成、天災之義与者乍申丹誠仕候甲斐も無御座候、当惑至極可罷在候義ニ御座候⁽⁵⁰⁾」と、中吉新田地主に掛け合い、豊崎新田から七〇〇両を差し出し、中吉新田からも残り分を賄うことで折り合いが付き、その後、風波があっても大丈夫な堤が完成し安心していった。ところが、七月二十七日に大風雨に見舞われ、堤が決壊し豊崎新田は再び汐入りとなった。天災とは言え落胆この上ない様子がかがわれる。

そして、再び藩から普請を命じられたが、「近来相続候変災ニ而、一同相疲候上身分不相応不容易出金仕、此上他借等之儀も難出来仕合ニ御座候ニ付、奉恐入候義ニ者御座候得共、實に此上地主共手甲斐ニも及不申候間、当新田之儀者、乍恐此度 御上様江献田仕度奉存候⁽⁵⁰⁾」と、身分不相応の出金、他借などできないことを理由に、新田を藩に献上したいと豊崎地主、庄屋が連名で申し出ている。非常に追い詰められた様子がかがわれる。この年には、新田のうち九二石五斗六升五合分(年貢口米夫役米一九石八斗五升一合)が、一年引高となっている。

翌六年八月、たびたびの水入りの手当米二〇俵が豊崎新田に下付さ

れ、新田百姓七軒に割り付けられている。十月には、上吉新田・十伝新田（十蔵伝左衛門新田）・亀崎新田・豊崎新田・中吉新田の五新田地主が連名で次のような願書を代官所に差し出した。

〔史料三〕

乍恐以書附奉申上候

右五ヶ所新田亡消ニ付、再築立改呉候様村役人共再応申聞候へ共、地震後度々及大破、多分普請金難墜仕候ニ付、何れ茂追々難渋ニ亡消入、此上再築立迎も不行届旨申聞罷在候処、此度御領分羽津村藤谷伝之進所望改候ニ付、地仲間相談仕、則為地代金貳百両請取渡約定、双方熟談駢与至極仕候、然上者此後右之者御願済之再興仕候ハ、難渋之小前共助成ニも相成、猶右新田所ニ付地中間中以来愁心一切無御座候、勿論故障ケ間敷儀、毛頭無御座候、依而此段乍恐以書附御届奉申上候、已上、

未十月

佐野領輔

竹内弥兵衛

内田忠右衛門

山中伝四郎

森寺喜兵衛

宇佐美利兵衛

伊藤伝左衛門

平田十治郎

御代官所

これによれば、再開発を要請されたが、地震後に大破し、普請金もかかるため、再開発しても困難が付きまとうようなこととなると考えていたところに、桑名藩領羽津村の藤谷伝之進からの新田所望があり、地主仲間が相談して、土地代金として二〇〇両で売り渡すとした。今後、

藤谷氏の新田再興が小前百姓の助成にもなり、地主たちもその土地への執着がないことを代官所に届け出ている。

その後、新田が再興されたのかは不詳ではあるが、明治時代の地図には豊崎新田の地名が残されていないことから、再興された可能性は低いと思われる、この時点で豊崎新田の終焉を迎えることとなったと考えられる。

おわりに

豊崎新田は二期の開発経緯があり、ここでは第二次の経緯を検討した。ここからは、豊崎新田は町人請負新田形式から度々の風水害により、最終的には国役普請による再開発が進められた。この国役普請は、長良川水系の河川普請と関係があると思われる。

そして、嘉永七年（一八五四）十一月の安政地震は新田地形に大きく変化をもたらし、追い打ちをかけるように水害に見舞われ耕作不能地となったことで、結果的には新田開発は放棄され、豊崎新田は幻の新田となったのである。新田として機能した期間は、一時中断期があるため実質的には第一次開発期の天明五年（一七八五）から第二次開発の終焉期である安政六年（一八五九）まで七十年ほどとなる。

新田の再開発にあたり、五軒の入百姓が居住し、この五軒は新田の消滅まで増加しなかった。第二期の新田には平田家三代が南福崎村に居住しながら豊崎新田入庄屋として開発にあたった。このような形態を考えれば、豊崎新田は一村として形成されたものではなかったが、神社の勧請や祭礼の執行、宗門人別改・年貢割付状下付などが見られることから、村としての機能が些少なが見られる。⁽³²⁾

新田は山中伝四郎など町人が大きく関与し、寄生地主として豊崎新田

周辺村落の百姓を小作人として召し抱えていた。また、その一区画の小作地は面積が一反歩と桑名藩で実施されていた株地制度を想定した区割りとなっていたことにも大きな特徴がある。

一方で、新田開発での居住百姓と新田で小作人となった百姓の差異や、幕府と藩での機能分担などは明らかにすることができなかったが、新田開発における国役普請事例として非常に貴重なものであることには違いない。この豊崎新田周辺には亀崎新田・亀須新田など同様の新田があり、それらは現在も存在している。これらの新田についても引き続き検証を行っていきたい。

註

(1) 「新田開発 (3) 豊崎新田」(『川越町史』、一九九八年)。「天保伊勢国絵図」(『四日市市史』第六巻 史料編絵図(絵図集)(解説)、一九九二年)には、「豊崎新田 高百石余」と、豊崎新田が記されている。また、『三重県地名 日本歴史地名大系²⁴』(平凡社、一九八三年)にも、川越町豊崎新田の項を立て山中家文書を利用して第一次の新田開発の様相を紹介している。その位置は、町屋川河口部右岸の亀尾新田東側海岸沿いにある。明治四十四年(一九一一)陸地測量部「三重県桑名付近」(二万正式図)では、豊崎新田に該当する場所は砂地となっており、豊崎新田は記載されていない。現在、その場所は埋め立てられ、亀崎緑地公園となっており、その東側には高架の伊勢湾岸自動車道が通っている。

(2) 後述するように、豊崎新田の開発は大きく二段階に分かれ、天明朝の開発は第一次の開発にあたる。

(3) 註(1)、及び「六二 天明四年から寛政三年まで山中家が資本参加した亀崎外浜新田の開発関係文書 天明五年相定申新田仲満証文之

事」(『四日市市史』第八巻史料編近世Ⅰ、一九九一年)。なお、山中家文書のこれらの史料については、原本確認を行った。

(4) 松永貞夫『新田の研究』(有斐閣、一九三六年)、菊池利夫『新田開発』(至文堂、一九六三年)、大石慎三郎『封建的土地所有の解体過程』(御茶の水書房、一九五八年)、木村礎『近世の新田村』(吉川弘文館、一九六四年、新装版一九九五年)がある。

(5) 註(4) 木村前掲書。

(6) 桑名藩等の新田開発については、近世前期の事例として大泉新田を取り上げた(拙稿「近世前期の桑名藩農政―松平定綱の政策理念から―」拙著『桑名藩家臣団と藩領社会』清文堂、二〇二一年)。また近世後期の事例として旧桑名藩領小林新田の開発を取り上げた(拙稿「小林新田の開発の素描―「萬仕入控帳」の分析から―」『三重の古文化』九七、三重郷土会、二〇一二年)。さらに近年の研究として、丸山大輝「環境史における鷹場の歴史的意義―熊本藩八代鷹場の新田開発を中心に―」(『日本歴史』九〇三号、二〇二三年)は自然環境史の視点から鷹場と新田開発を絡めて論じたものである。そのほか、新田開発等に関する多くの論文が存在するが、管見の限り国役普請と新田開発を合わせて考察したものは見当たらない。

(7) そのほか、豊崎新田百姓が桑名藩鷹場内と思われる場所で殺生禁制時期の安政四年(一八五七)一月、二月に、南大社村百姓らと近村で鉄砲を使って鳥撃をし、それを食したことが露見し、不埒であるとしてお叱りや手鎖追込となる事件が発生した。それに伴い庄屋や組頭も監督責任を追及されたが、新田開発経緯等との関係性を考慮し割愛した。

(8) 平田家文書「諸事願書注進御届書扣」(以下「諸願書留」とし、その中に所収される史料を利用する場合は、平田「史料表題」とする)。

- (9) 平田「文政六年十二月乍恐口上書ヲ以申上候事」。
- (10) 同右「豊崎新田庄屋十治郎由緒書」。
- (11) 四日市市立博物館所蔵山中家文書六八「寛政六年豊崎新田仲満証文之事」。
- (12) 平田「寛政九年奉願御事」。
- (13) 註(4) 木村前掲書。
- (14) 平田「寛政十年領主見分御札留」。
- (15) 同右「寛政十一年乍恐口上」。「統徳川実紀」では、修復は確認できないが、川浚えについては記述がある。このことが国役普請と関連があると考えられるが、この点については更に検討を進めたい。
- (16) 同右「戊八月乍恐奉願候事」。
- (17) 同右「享和三年奉願上候御事」。
- (18) 笠谷和比古「国役普請論」『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年)。
- (19) 『新訂増補国史体系48統徳実紀第一篇』(吉川弘文館、二〇〇三年)「享和二年正月二十八日条」。
- (20) 同右「享和二年八月二十六日条」。
- (21) これらの新田は、「天保郷帳」にも記載されており、川越町が収集した国土地理院の明治から大正期の地図を見ても新田の所在位置と木曾三川との関連がうかがえる。なお、地図閲覧にあたり川越町教育委員会渡會仁美氏のご協力を得た。
- (22) 平田「卯(安政二年)十二月乍恐以書附奉願上候」など国役金・国役銀の記事が見られる。亀崎新田でも同時期に国役普請が行われていることが確認される(四日市市立博物館山中家文書七八「文化元子年亀崎新田改取替せ証文」)。

- (23) 平田「寛政七年奉願候事」。
- (24) ここで問題となるのが、入百姓が藩領を越えて入村していることである。これが町人請負新田の特徴なのか、豊崎新田開発だけに適用されたものなのか、この点については引き続き検討の余地があり、ここでは指摘にとどめる。
- (25) 平田「文化元年人別改覚」。
- (26) 四日市市立博物館所蔵山中家文書七〇三「文化三年朝明郡豊崎新田細見画図」。
- (27) 平田「寛政八年奉願御事」。
- (28) 同右「天保三年乍恐以書附奉申上候」。
- (29) 「諸願書留」には、文化元年から安政六年まで植田目録が記述されており、それを利用する。
- (30) 「諸願書留」に記載されている年貢皆済目録に相当する仕掛目録、及び四日市市立博物館・三重県総合博物館に所蔵されている山中家文書の年貢割付状を利用する。
- (31) 平田「文化十二年水下立毛痛覚」。
- (32) 同右「寛政九年奉願御事」。
- (33) 四日市市立博物館所蔵山中家文書一八「享和三年亥年免相定事朝明郡豊崎新田」。
- (34) 同右二〇「文化四年卯年免相定事 朝明郡豊崎新田」。
- (35) 平田本家文書「文化十四年子之御年貢米御算用帳」。
- (36) 平田「文化元年乍恐口上」。
- (37) 四日市市立博物館所蔵山中家文書七七「文化元年豊崎新田三ヶ年極掟テ帳」。
- (38) 註(26)。
- (39) 平田「文政六年乍恐口上書ヲ以申上候事」。

- (40) 平田「天保五年申渡」。
- (41) 同右「天保十年申渡」。
- (42) 同右「嘉永三・四年乍恐以書附御届ケ奉申上候」。
- (43) 同右「天保七年乍恐以書附奉願上候」。
- (44) 平田家文書「天保七年京都名所道中記」。
- (45) 平田「嘉永七年奉差上御受書之事」。
- (46) 同右「嘉永七年寅六月乍恐書附御届ケ奉申上候」。この二つの地震のうち、六月の地震では四日市市域の津藩領肥田組の村落でも、潰家八二軒、半潰家一三二軒、圧死人一人、怪我人一七人など大きな被害が出たことが記録されている（服部家文書「嘉永七年六月地震破損目録」『四日市市史』八卷史料編近世Ⅰ、一九九一年）。
- (47) 平田「安政三年八月願書」。
- (48) 〃(50) 同右「安政五年乍恐以書附奉願候」。
- (51) 同右「未（安政六）十月乍恐以書附奉申上候」。
- (52) 文化元年二月、代官所あてに豊崎新田の人別改を差し上げていることや、文政六年六月、寺社奉行あてに氏神として神明社を勧請し、祭礼を八月二十一日としたこと、さらには豊崎新田の年貢割付状が発給されているなど村としての機能が看取される。

【付記】

この論考を作成するにあたり、史料所蔵者である平田重樹氏・平田武重氏、四日市市立博物館、三重県総合博物館の皆様に御協力をいただいた。とりわけ史料閲覧に際し、四日市市立博物館篠昌志氏、川越町教育委員会や渡曾仁美氏には大変お世話になった。ここに記して感謝したい。

（元三重県環境生活部文化振興課歴史公文書班職員・

認証アーキビスト 藤谷 彰）